

旭共募発第 51 号
令和 7 年 9 月 19 日

各地区連合自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会
支会長 中野 保弘

令和 7 年度共同募金運動へのご協力について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

共同募金運動の実施について、例年格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も 10 月 1 日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様にも戸別募金へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

●お願いしたいこと●

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】戸別募金の募集および納入にご協力をお願いいたします。

1. 募金の受付期間

令和 7 年 10 月 1 日（火）～令和 8 年 1 月 30 日（金）

※例年 10 月～12 月までの 3 か月間としていますが、期間を延長して実施します。

各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。

※期日を過ぎて納入される場合は、事務局までご一報ください。

※旭区社会福祉協議会窓口での受付日時は【平日 9 時～17 時】となります。

2. 各自治会町内会における募金目標（目安）額算出式

戸別募金目標（目安）額（赤い羽根＋年末）× 各自治会世帯数

【¥22,366,000】 区内登録世帯数【78,930】

※ 世帯数は令和 7 年 8 月現在現況届世帯数

3. 募金関連資料発送日

令和 7 年 9 月下旬（予定）

共同募金にはなぜ目標額（目安額）があるのか？

「共同募金」は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務づけられています。（社会福祉法第 10 章第 3 節第 112 条）

できる限り“事前に申請された配分要望”に応えるため、その財源の確保を目標としています。

この「目標額」を世帯数で割った額が 1 世帯あたりの額（目安額）です。

ですが、あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではありません。

募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも十分にご理解をいただき、ご協力いただけますよう、よろしくお願いします。

（旭区社会福祉協議会内）

担 当：菊地

電 話：392-1123

FAX：392-0222

メール：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

【NO】自治会町内会名 様

令和7年度 戸別募金関連資材 送付内容一覧表

No.	配 布 内 容	部数
自治会・町内会長様あて		
1	依頼状	1 枚
自治会・町内会用		
2	令和7年度共同募金実施要領	1 枚
3	募金用（郵便局）専用払込用紙	●枚
4	PR用ポスター（掲示板用）	●枚
班長・組長様用		
5	封筒募金の取り扱いについて	●枚
6	委嘱状・ボランティア証	●枚
各世帯配付用		
7	共同募金のお願い【あさひだより】（世帯数分）	●枚
8	募金専用封筒（ご希望数）	●枚
その他（希望された自治会町内会のみ配送）		
9	赤い羽根（ご希望数）	●枚
10	ありがとうステッカー（ご希望数）	●枚
11	領収書（ご希望数）	●枚

※「1. 依頼状」および「2. 令和7年度共同募金実施要領」以外の資材は、6月に各自治会町内会長あてに発送しました「令和7年度 戸別募金関連資材調査」にて、ご回答いただいた希望数に基づき送付しています。

上記調査票のご提出がなかった自治会町内会様へは、前年度の送付数と同数の資材数を自治会町内会長あてにお送りしていますので、ご了承ください。

●配布数の不足や内容についてのお問い合わせ先●

共同募金会旭区支会 事務担当: 菊地(きくち)

受付時間: 平日の9時～17時

住 所: 旭区鶴ヶ峰 1-6-35 旭区社会福祉協議会内

電話番号: 045-392-1123

FAX 番号: 045-392-0222

メー ル: asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

【NO】自治会町内会名 様

神奈川県共同募金会旭区支会
支会長 中野 保弘

令和7年度共同募金運動の実施に伴う 戸別募金（封筒募金）への協力について（お願い）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

共同募金の実施に際しましては、例年格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様のご理解とご協力をいただき、戸別募金を実施したいと存じます。

実施要領に募金活動の注意事項が掲載されておりますので、ご一読の上、無理のない範囲で募金活動へのご協力をお願いいたします。

なお、募金の受付につきましては【専用払込用紙にて『ゆうちょ銀行の窓口』でお手続きをされた場合、硬貨取扱手数料・現金手續料金加算・送金手数料が無料】となります。

1. 募金の受付 令和7年10月1日（水）～令和8年1月30日（金）

※従前は10月～12月までの3か月間としていましたが、期間を延長して実施します。

各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。

※期日を過ぎて送金される場合は、事務局までご一報ください。

※窓口での受付は平日9時～17時となります。

2. 貴会の募金目標額 ￥《目安額》.-

$$\left(\begin{array}{c} \text{【¥22,366,000】} \\ \text{戸別募金目標額（赤い羽根＋年末）} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{【●●●】 貴会世帯数} \\ \hline \text{【78,930】 区内登録世帯数} \end{array} \right)$$

※ 世帯数は令和7年度現況届世帯数

共同募金にはなぜ目標額があるのか？

「共同募金」は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務づけられています。（社会福祉法第10章第3節第112条）

できる限り“事前に申請された配分要望”に応えるため、その財源の確保を目標としています。

この「目標額」を世帯数で割った額が1世帯あたりの額（目安額）です。

ですが、あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではありません。

募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも十分にご理解をいただき、ご協力いただけますよう、よろしくお願いします。

裏面あり

3. 募金の受付（次のいずれかの方法で受付いたします）

①【郵便払込】

専用払込用紙に必要事項をご記入の上、最寄りの『郵便局窓口』でお振込みください。
後日、領収書を会長宛てにお送りいたします。

※領収書に『封筒枚数』の記入を希望される場合は、お手数をおかけしますが、払込用紙の通信欄に『封筒枚数』をご記入ください。

※募金が集まる時期は領収書の発行に1か月以上かかる場合がございます。

※払込1件につき10万円を超える送金には、郵便局によってはご依頼人の確認のため、免許証などの本人確認書類や（自治会町内会名であれば）会則の提示を求められることがあります。募金送納の際ご面倒をおかけしますが、ご承知いただきますようお願いいたします。

②【窓口受付】

共同募金会旭区支会事務局へご持参ください。受付時間は、平日9時～17時となります。

※領収書に『封筒枚数』の記入を希望される場合は、お手数をおかけしますが、ご持参時に封筒枚数を窓口にてお伝えいただくか、窓口で封筒をご持参ください。

※募金額・封筒枚数の集計に多少お時間をいただきます。

※窓口では釣銭のご用意ができません。お持ちいただく際は、釣銭のないようお願いいたします。

4. 募金の取扱

戸別募金は『赤い羽根（一般）』と『年末たすけあい』の募金を同時にご協力いただいております。受付の際、総額を次のように区分させていただきます。

募金総額のうち $\left\{ \begin{array}{l} 70\% = \text{『赤い羽根（一般）』} \\ 30\% = \text{『年末たすけあい』} \end{array} \right.$ ※10円未満の端数は『年末』へ

5. 高額のご寄付について

2,000円を超えるご寄付をいただいた場合、所得税・住民税の「寄付金控除」の対象となります。免税領収書をご希望の方は、事務局へご連絡ください。

また、下記に該当する高額の寄付者には、神奈川県共同募金会から感謝状が送付されます。

5万円以上ご寄付いただいた個人の方もしくは10万円以上ご寄付いただいた法人・団体がいらっしゃる場合は、事務局までご連絡ください。

6. 配布資材

別紙「令和7年度 戸別募金関連資材一覧表」をご確認ください。

※不足の資材がある場合には事務局までご連絡ください。

※封筒に住所・氏名・金額欄がありますが記入は任意であり、強制するものではありません。
過去、募金された方のご要望で設けています。

共同募金会旭区支会（事務担当：菊地）

旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内 電話 392-1123 FAX 392-0222

令和7年9月19日

班 長・組 長 様

神奈川県共同募金会旭区支会
支 会 長 中野 保弘

令和7年度共同募金運動の実施に伴う 「戸別募金（封筒募金）」の取り扱いについて（お願い）

日頃から、共同募金運動にご協力いただき、誠にありがとうございます。
今年度も自治会町内会単位による『戸別募金』の実施にあたり、みなさまのご協力をお願いいたします。
お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、次の要領によりお取り扱いくださいますよう、よろしくお願いいたします。

1. 受付期間 令和7年10月1日（水）～令和8年1月30日（金）
 ※従前は10月～12月までの3か月間としていますが、期間を延長して実施します。
 各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。
2. 募金資材 9月下旬頃に自治会町内会会長宅または事前アンケートにてご指定
 いただいた場所へ発送しています。各世帯への配布をお願いします。
 チラシを各世帯へ配付しない場合、回覧資料としてご活用いただければ幸いです。
3. 募金の目的 共同募金は民間福祉事業の充実と、地域福祉活動推進に必要な資金
 確保を目的とした、皆様からの善意の募金です。

 ※募金は任意であり、強制するものではありません。
 ※募金額は強制ではなく、各寄付者の任意の額でお願いします。
 ※封筒には住所、氏名、金額の記入欄がありますが記入は任意です。
 過去、募金された方の要望で設けています。
4. 募金の回収 募金の回収は、各会・各班の方法でお願いします。
5. 募金の
 取りまとめ 回収された募金は、自治会町内会ごとに取りまとめをお願いします。
6. 募金の受付 募金の受付につきましては【専用の払込用紙にて『ゆうちょ銀行の
 窓口』でお手続きをされた場合、硬貨取扱手数料・現金手数料金加算・
 送金手数料が無料】となります。

共同募金会旭区支会（事務担当：菊地）

旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内

電話：392-1123 f a x：392-0222

受付：平日の9時～17時

共同募金 Q&A

Q 1 「赤い羽根共同募金」と「年末たすけあい募金」は、どう違うの？

A 1

どちらも共同募金会が行っている募金活動です。

「赤い羽根共同募金」は、10月1日から翌年3月31日まで実施されます。

一方、「年末たすけあい募金」はその名のとおり、年越しに向けての隣近所の助け合いがその発端になっている募金運動です。全国的な運動期間は12月1日から年末までですが、旭区ではより計画的に配分を行うために10月から開始しています。

Q 2 募金は自発的・任意的なもの。どうして「目標額」があるの？

A 2

募金活動実施に先立ち、配分希望団体から「何をするために」「どれくらいの」募金の配分が必要かを申請していただきます。その申請内容を県民・区民の代表者からなる配分委員会で審議し、必要性・緊急性などを考慮して配分計画を立てます。その配分計画から出されるものが募金の目標額です。

皆様からの募金を必要とされているところへ効果的に配分するために、あらかじめ計画を設定しています。

区民の皆様には全体の目標額とともに、1世帯いくくらい寄付すればその目標額を達成できるのかを算出しています。また、「どれくらい協力すればいいの？」と聞かれたときの目安としても1世帯あたりの目標額を示しています。

ただし、「目標額」は皆様に強制や割り当てをするためのものではありません。募金は任意のものであり、お気持ちに応じて寄付していただければと存じます。

Q 3 集まったお金はどんなことに使っているの？

A 3

「赤い羽根共同募金」は以下の①～③のように使われています。

- ① 区内で活動している家事援助等のボランティアグループや区内にある福祉施設及び地域作業所（備品の購入・建物の整備費用等）などに配分されています。
- ② 神奈川県全域を対象にして①のような団体・用途のために配分されています。
- ③ 旭区社会福祉協議会の事業費として、区内で活動するボランティアグループ・当事者団体などへの助成金、災害見舞金、広報紙の発行などに使われます。

「年末たすけあい募金」は以下の①～③のように使われています。

- ①区内 19 の地区社会福祉協議会の事業費として配分されています。
- ②区内で活動している当事者団体などへの助成金として配分されています。
- ③生活にお困りの方への食糧支援などに使われます。



令和7年度 共同募金実施要領

～ つながりをたやさない社会づくり ～

社会福祉法人神奈川県共同募金会

本格化する少子高齢化・人口減少は、社会・経済・地域活動など、さまざまな分野に影響を及ぼしています。

地域においては、コロナ禍以降も住民同士の交流が希薄化し、社会的孤立がより顕著となり、地域のなかでのつながりの再構築や居場所づくりが必要となっています。

また、物価高騰による生活困窮者や社会的養護が必要な子ども達への対応といった課題が多様化、複雑化し、さらに全国各地で多発、激甚化する災害時の被災者支援など、それぞれの地域で安心して生活していくための喫緊の社会的課題も提起されています。

共同募金会では、住民一人ひとりが地域社会とつながって安心して生活できるように、地域を共に創っていく「地域共生社会」を実現していくために、草創期から提唱してきた“たすけあいの心の普及”のもと、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会をはじめ、福祉分野に留まらずさまざまな業界と連携しながら組織活動を展開していきます。

ことしで79回目となる共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、“神奈川県内の地域福祉の推進”とともに社会的課題に対する“緊急支援事業”、国内大規模災害時の“被災者支援事業”にも積極的に取り組んでまいります。

I 共同募金の役割

1. 総合的な募金運動

共同募金は、地域福祉を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

6. 公表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

III 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第112条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である令和7年10月1日(水)から3月31日(火)までの6カ月間を実施期間とします。

ただし、市区町村を単位として実施する共同募金は、各地域の事情等に配慮して、従前と同様、12月31日までの3カ月間を募金期間とすることに差し支えありません。

なお、寄付金は、年間を通じていつでも受け入れることができます。

また、県共同募金会では、1月から3月までの3カ月間を強化期間として、県内を拠点とする企業等との協働事業を推進します。

Ⅳ 令和7年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第119条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金量をあらかじめ把握して、募金目標額と配分計画を定めて組織的に行う「計画募金」です。

令和7年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 令和7年度募金目標額(配分計画額) 12 億円

◆ 赤い羽根募金(一般募金)	8億2,268万円
1. 市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動	3億188万円
2. 民間社会福祉施設が行う福祉活動	2億350万円
3. 広域的な福祉活動を行う民間団体の事業	6,880万円
4. 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業	3,500万円
5. 子ども食堂等を対象としたボランティアな活動支援事業 ...	2,000万円
6. 全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業	500万円
7. 国内大規模災害時に緊急に対応する資金	3,600万円
8. ポストコロナ社会における緊急支援事業および災害対応事業 ...	1,000万円
9. 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業 ...	323.6万円
10. 県共同募金会が行う事業	8,060.4万円
11. 市区町村支会が行う事業	5,866万円

◆ 年末たすけあい募金

3億7,732万円

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの季節性高い活動を支援するための資金。

Ⅴ 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、ご協力が得られるように次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集する場合は、各募金の趣旨を明確にして寄付者に誤解を招かないように実施します。

1. 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるように各家庭にお願いする募金です。

(1) 戸別募金は、基本的にボランティアが各家庭を訪問して、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるよう努めます。

(2) 寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分に配慮して実施します。

(3) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。

また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。

(4) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な使途の周知を図り、事業を展開していきます。



- (5) 寄付金を受け入れた時は、所定の領収書を発行して適正に取り扱います。
- (6) 高額の寄付者については、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。

2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さまにお願いする募金です。

- (1) 街頭募金は、募金期間開始後、当該支会の地域内の主要な地点において、継続的に実施できるようボランティアの参加を広く呼びかけるとともに、通行の妨げにならないよう人員の配置などに留意して計画的に行います。
- (2) 拡声器や音声等再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなど、募金活動時の状況に応じた対応に配慮して実施します。
- (3) 掲示物（ラミネート、パネル等）やチラシボックスを設置するなど、「視覚」による協力の呼びかけも効果的な手段のひとつとして採用します。
- (4) 寄付者に対しては、領収書の代用として“赤い羽根”もしくは“赤い羽根シール”を配付し、共同募金運動の広報・啓発に積極的に努めます。
- (5) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者が立ち会って実施します。



3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業が製造・販売する商品等による物品寄付を受け入れて、社会福祉施設の利用者や生活困窮者への現物配分事業を実施します。



4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。



5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を得ながら実施します。
- (2) バッジ等の募金グッズを活用する募金方法を実施する際は、販売行為と誤解を受けないようにご留意いただきながら、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。



6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事の際に呼びかける募金です。各チームや地元自治会が示している注意事項等を踏まえたうえで、募金活動を実施します。

- (1) 各チームが実施するイベント会場や試合会場で、チームキャラクターとコラボグッズ等による募金・広報活動を展開します。
- (2) 各チーム所属の選手が提供したサイン入りグッズを、チャリティーオークションに出展し、落札された金額を寄付金として受け入れます。
- (3) 福祉まつりや福祉大会など、当該地域内で開催されるさまざまなイベント事業に参加して、募金・広報活動を展開します。



7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

- (1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。
- (2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)
- (3) 企業との協働事業として実施する「共同募金仕様自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。
- (4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

VI 配分事業の展開

1. 配分審査

令和7年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「令和7年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の令和8年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「令和7年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上で使途を公表します。

また、配分決定施設・団体からも積極的な広報が行われるよう協力を求めます。



VII 寄付金の取り扱い

1. 寄付金の管理

- (1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。
- (2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

2. 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛・昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

VIII 個人情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。